

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| | (出納事務の委任等) | | | (出納事務の委任等) | |
| | 第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。 | 第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。 | | 第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。 | |
| | (1) ～(8) (略) | (1) ～(8) (略) | | (1) ～(8) (略) | |
| | 2 病院局長は、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる出納その他の会計事務のうち、施設に係る事務を処理する権限を施設の企業出納員に委任する。(略) | 2 病院局長は、前項第1号、第3号から第5号まで及び第9号に掲げる出納その他の会計事務のうち、施設に係る事務を処理する権限を施設の企業出納員に委任する。(略) | | 2 病院局長は、前項第1号、第3号から第5号まで及び第9号に掲げる出納その他の会計事務のうち、施設に係る事務を処理する権限を施設の企業出納員に委任する。(略) | |
| | 3 (略) | 3 (略) | | 3 (略) | |
| | 4 (略) | 4 (略) | | 4 (略) | |
| | (報告セグメントの区分) | | | (報告セグメントの区分) | |
| | 第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。 | 第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。 | | 第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。 | |
| | (1) ～(4) (略) | (1) ～(4) (略) | | (1) ～(4) (略) | |
| | (5) 坂町病院 | (5) 坂町病院 | | (5) リウマチセンター | |
| | (6) 加茂病院 | (6) 加茂病院 | | (6) 坂町病院 | |
| | (7) 十日町病院 | (7) 十日町病院 | | (7) 加茂病院 | |
| | (8) 中央病院 | (8) 中央病院 | | (8) 十日町病院 | |
| | (9) 吉田病院 | (9) 吉田病院 | | (9) 中央病院 | |
| | (10) がんセンター新潟病院 | (10) がんセンター新潟病院 | | (10) 吉田病院 | |
| | (11) 新発田病院 | (11) 新発田病院 | | (11) がんセンター新潟病院 | |
| | (12) 精神医療センター | (12) 精神医療センター | | (12) 新発田病院 | |
| | | | | (13) 精神医療センター | |

(13) 局本庁

(随意契約のできる額)

第215条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) ～(6) (略)

(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)
第215条の2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。

(1) ～(2) (略)

2 (略)

(見積書の徴収)

第216条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合及び経費執行票による経費(薬品、診療材料及び給食材料以外の経費で1件100万円以上のもものを除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定による見積書を徴するときは、第194条の規定に準じ相当の見積り期間をおかなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとするとき、同施行令第21条の13第1項第8号の規定により随意契約をする場合において当該入札に参加した者を協議の相手方とするとき又は予算執行職員が必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第161条の6の規定は、令和7年度の事業年度から適用し、令和6年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

(14) 局本庁

(随意契約のできる額)

第215条 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) ～(6) (略)

(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)
第215条の2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。

(1) ～(2) (略)

2 (略)

(見積書の徴収)

第216条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合及び経費執行票による経費(薬品、診療材料及び給食材料以外の経費で1件100万円以上のもものを除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定による見積書を徴するときは、第194条の規定に準じ相当の見積り期間をおかなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとするとき、同施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をする場合において当該入札に参加した者を協議の相手方とするとき又は予算執行職員が必要がないと認めるときは、この限りでない。

